

令和5年度 豊見城市

『幼稚園・認定こども園（1号認定）』
利用案内



～ 幼稚園・認定こども園を教育利用(1号)する方 ～

この案内では、幼稚園・認定こども園（教育利用・1号）の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について重要なことを記載しています。利用申込みされる時は必ずお読みください。

※認可保育園や認定こども園の保育利用(2・3号認定)を希望する場合は、別冊『認定こども園・保育園等利用申込みのご案内』をご覧ください。

1. 教育・保育給付認定について

新制度に移行した幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、保護者及び子どもの状況により3つの区分に分かれます。

1 教育・保育給付の認定区分

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
施設利用区分	教育利用	保育利用	
保育の必要性	なし	あり	
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園（新制度移行済） 認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園 認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園 認定こども園 地域型保育事業（小規模保育等）
保育料	〈満3歳以上〉 無償化	〈3～5歳児クラス〉 無償化	〈0～2歳児クラス〉 住民税非課税世帯のみ無償化 ※住民税課税世帯は、課税額に応じて市が負担額を決定。
給食費	〈満3歳以上〉 施設ごとに設定された料金	〈3～5歳児クラス〉 施設ごとに設定された料金	

幼稚園（新制度移行済）や認定こども園の教育利用には、こちらの認定が必要です。

※保育利用をご希望の場合は、別冊《認定こども園・保育園等利用申込みのご案内（2・3号認定用）》をご覧ください。

詳細を Check!



2 認定区分ごとのイメージ

〈 1 号 認 定 〉

開園日：月～金
 教育標準時間：8時30分～14時00分
 休園日：土曜、日曜、祝日、夏・秋・冬・春季休業日

7:30	8:30	14:00	18:30
預かり保育	教育標準時間	預かり保育	

預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「施設等利用給付認定（新2・3号認定）」が必要です。※別途要手続

〈 2・3号認定 〉

開園日：月～土
 保育標準時間：7時30分～18時30分（最大11時間）
 保育短時間：8時30分～16時30分（最大8時間）
 休園日：日曜、祝日

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
	保育標準時間		延長保育	
7:30	8:30	16:30	18:30	
延長保育	保育短時間	延長保育		

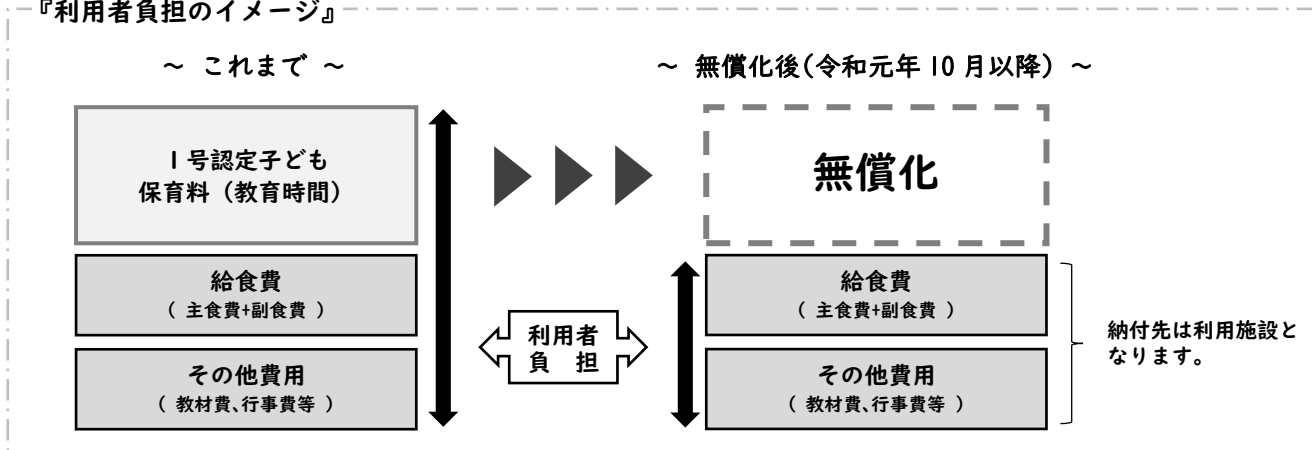
※開園時間等は各施設により異なります。施設一覧又は各施設に直接お問い合わせください。

2. 幼稚園・認定こども園の教育利用(1号認定)にあたって

1 利用者負担(保育料等)について

令和元年10月から幼児教育無償化により、1号認定(満3歳児～5歳児クラス)のお子さんの保育料は無料となります。なお、給食費や教材費、行事費などは、無償化の対象とならず保護者負担となります。

『利用者負担のイメージ』



2 給食費について

施設ごとに設定された給食費(主食費及び副食費)を各施設(公立を除く)にて実費徴収します。

ただし、住民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども、第3子以降の子ども(小学校1～3年生および認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合)については、副食費が免除されます。

〈副食費徴収有無判定について〉

- ・住民税所得割額は保護者の合算額に基づき算定いたします。また、保護者の収入が生活保護基準に満たない場合でかつ祖父母等と同居している場合には、祖父母等の税額を合算して算定することがあります。
- ・住民税額を計算する際、調整控除以外の税額控除は適用されません。
- ・毎年9月が副食費徴収有無判定の切り替え月となります。

参 考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和4年度住民税額 (令和3年中の収入)						令和5年度住民税額 (令和4年中の収入)					

※課税情報が確認できない場合は副食費徴収対象となります。

3 預かり保育について

保護者の就労等の理由により教育標準時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、預かり保育を利用することができます。施設ごとに預かり保育の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各施設にお問い合わせください。

Check

預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を受ける必要があります。別途手続きが必要となりますので、詳しくは、別冊パンフレットをご覧ください。

7:30

8:30

14:00

18:30

預かり保育

教育標準時間

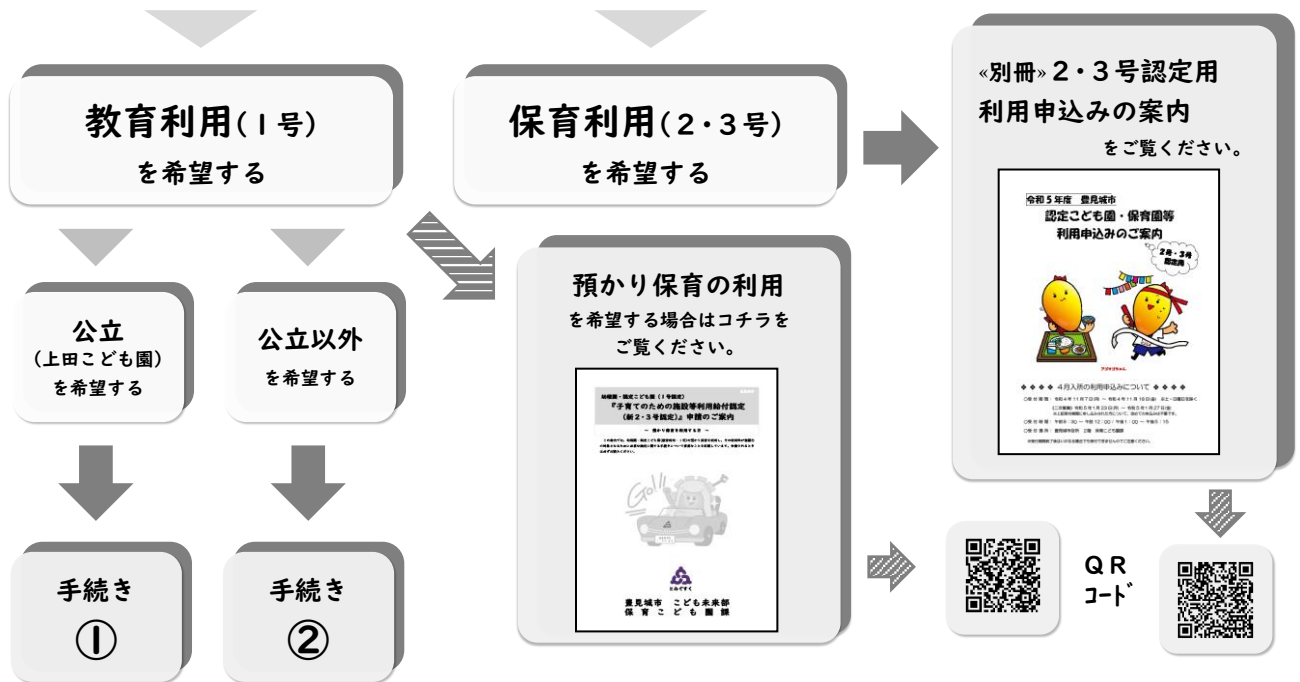
預かり保育

詳細を Check!



3. 利用手続きガイド

幼稚園・認定こども園の利用を希望する。



	手続き①	手続き②
	公立認定こども園（上田こども園） ※詳細はP5～をご参照ください。	公私連携認定こども園・私立認定こども園・私立幼稚園
受付期間	令和4年11月21日(月) ～ 11月29日(火) ※4月入園に係る一次受付期間。	希望施設に直接お問い合わせください。
STEP 1	保育こども園課へ申込書類一式を提出します。	希望施設へ直接入園申込みを行います。
STEP 2	市から入園内定を受けます。 ※定員を超える場合、 <u>市が選考</u> を行います。	園から入園内定を受け、園経由で給付認定申請を行います。 ※定員を超える場合、 <u>園が選考</u> を行います。
STEP 3	面談実施後、入園決定となります。	園から入園決定が通知されます。 ※面談等については、内定施設にご確認ください。

■注意事項

- ・入園が決まった方には、教育・保育給付認定通知(支給認定証)を送付します。
※通知の発送は1月頃を予定しております。
- ・心身に障がいを持っている、または障がい児保育を希望する場合は、先に「豊見城市障害児保育審査会」を受ける必要があります。
※詳しくは、豊見城市保育こども園課 (TEL:098-850-5088) にお問い合わせください。
- ・校区外児童が小学校付設のこども園に入園した場合、付設された小学校への入学を保証するものではありませんので、予めご了承ください。
※詳しくは、豊見城市学校教育課 (TEL:098-850-0035) にお問い合わせください。

4. 『教育・保育給付認定』申請に必要な書類について

■ 全ての方が必要な書類 《子ども1人につき1部》

☑ 教育・保育給付認定申請書(1号認定用)兼施設利用申込書

■ 該当する方のみ必要な書類 《世帯につき1部》

☑ 世帯状況確認書類 [次のいずれかに該当する場合]

No.	世帯状況	確認書類
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類
4	在宅障がい者(児)のいる世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書
5	令和4(5)年1月1日時点で豊見城市民でない	令和4(5)年度 住民税所得課税証明書 ※副食費免除判定に必要な書類 (令和4年度: 4月～8月分、令和5年度: 9月～3月分)

☑ 公立上田子ども園を利用希望する方のみ必要な書類 [次に該当する場合]

No.	世帯状況	確認書類
1	転入(居)予定で申込みされる方 [4月申込のみ] ※令和5年3月31日までに転入(居)予定の方	以下の①・②のすべて ①転入に係る誓約書 ②現住所の住民票謄本 ※転居予定の方は①のみ

記入例

新 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 (1号認定用) 発行日: 令和5年4月1日

(宛先) 豊見城市 役 申請書提出先 宛先: 豊見城市役所 申請書提出先: 豊見城市役所 申請書提出先: 豊見城市役所

【1】申請者(代表者)情報

姓 名 豊見城市役所 申請者(代表者)情報

〒 000-1234-5678 (連絡: 母) 000-5678-7777 (連絡: 父)

【2】申込児童

姓 名 教育 性別 男 年齢 2年 4月 7日 住所 豊見城市 豊見町 1丁目 1番地

【3】世帯の状況

氏名	性別	生年月日	職業又は学級名称	備考
教育 母	女	昭和55年1月7日生	とよ方事務	【居住状況】 □ 単身 □ 世帯 (□ 父 □ 母)
教育 父	男	H26年12月29日生		【転居状況】 □ 転居なし □ 転居あり
教育 弟	男	R1年5月1日生		【転居状況】 □ 転居なし □ 転居あり
		年月日		【転居状況】 □ 転居なし □ 転居あり
		年月日		【転居状況】 □ 転居なし □ 転居あり
		年月日		【転居状況】 □ 転居なし □ 転居あり

【4】利用希望

施設名 ○△□子ども園

期 間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

現より保育の利用 □ あり □ 利用せず

同意事項

1. 個人情報の利用目的

豊見城市(以下、「市長」)は、申請児童、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請児童に係る支給認定交付、利用調整事務、保育料の決定、徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

2. 個人情報の収集方法

(1) 児童、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
(2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
(3) 保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
(4) 保護者又は扶養義務者の世帯状況、課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限って、児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

(1) 特に必要な認められる場合における、教育・保育施設へ以下の個人情報の提供
① 氏名、生年月日、連絡先などの施設利用申込書及び添付資料に記載された個人情報に関すること
② 保育料に関すること

(2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
(3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合

(4) その他、市長が必要と認める場合

4. その他

(1) 申請内容や添付書類に虚偽がある場合は、支給認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

- ### 重要事項
- 「もしも給付」交付された児童のお子さんの保育料は無料となりますが、給食費や教材費、行事費などは無償化の対象とはならず保護者負担となります。
 - 施設等に認定された給食費(食費)及び副食費は各施設が独自にて実費徴収します。
 - 次の世帯の子どもは主費のみ負担となります。
 - (1) 住民税所得割額77,34円未満の世帯の子ども
 - (2) 3歳未満の子ども(小学1～3年生及び認可保育所等に在籍する見込みが2人以上いる場合。)
 - 前年度及び当該年度の1月1日時点で豊見城市に住所がない保護者は、住民税額が確認できる資料(所得課税証明書 等)の提出が必要となります。また住所があるが前年度の所得については、税務課等で申告する必要があります。副食費徴収の村定額算定時に課税額が確認できない場合は副食費徴収対象となります。
 - 世帯状況が変わった場合や所得の修正申請で住民税額が変わった場合は、その日の属する月の翌月から副食費徴収の判定額が変更となります。ただし、階層によっては変更にならない場合もあります。
 - 預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには別途「施設等利用給付認定(給付)等制度」を受けする必要があります。認定開始日より前に利用した分の利用料については無償化の対象外となります。

5. 公立認定こども園の利用案内（上田こども園・1号認定）

公立以外の認定こども園や幼稚園の1号認定での利用を希望する場合、申込時期や選考方法等については、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

対象児童

豊見城市在住で次の年齢に該当する児童

3歳児：平成31(2019)年4月2日～令和2年(2020)年4月1日生まれ

4歳児：平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日生まれ

5歳児：平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日生まれ

施設情報

■施設概要

施設名称	豊見城市立幼保連携型認定こども園 上田こども園
所在地	豊見城市宜保一丁目1番地4
定員	3歳児 10名、4歳児 20名、5歳児 35名
開園日	月曜日～金曜日
教育標準時間	8:15～14:00（昼食あり）
休園日	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日）、夏季・秋季・冬季・春季休業日 その他市長が指定した日又は園長が特に必要と認めあらかじめ市長の承認を得た日

■給食費

月額 **5,000円**（内訳）主食費：540円、副食費：4,460円

※住民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども、第3子以降の子ども(小学校1～3年生および認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合)については、副食費が免除されます。

納付期限：当月分を毎月25日（※土日祝にあたる場合は翌営業日）

納付方法：口座振替または納付書

※口座振替が可能な金融機関は、「琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農業協同組合・ゆうちょ銀行」です。

■預かり保育

実施日	実施時間	費用
月曜日～金曜日	7:30～8:15	日額 300円
	14:00～18:30	日額 500円（おやつ代込み）
土曜日・長期休業日	7:30～18:30	日額 1,300円（おやつ代込み）

※休園日の預かり保育の利用については、3日前までに予約が必要です。また、給食準備や人員配置が必要なことから、キャンセルの場合は返金できません。

※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を受ける必要があります。別途手続きが必要となりますので、詳しくは、別冊パンフレットをご覧ください。

申込方法

▶ 4月入園の申込み（上田こども園・1号認定）

1次受付は、校区内児童及び在園児のきょうだい児のみ受付を行います。

その後、2次受付として校区外を含むすべての児童を受け付けます。2次受付終了後は随時受付。（先着順）

1次 受付

対象：校区内(転入・転居予定含む)に在住する児童

引き続き上田こども園を利用する者のきょうだい児

期間：令和4年11月21日(月)～令和4年11月29日(火) 8時30分～17時15分

場所：豊見城市 保育こども園課（庁舎2階8番窓口）

申込方法：①教育・保育給付認定申請書(1号認定用)兼施設利用申込書

②該当する方のみ必要な書類[生活保護世帯、ひとり親世帯、障がい者(児)のいる世帯等]

※詳しくは必要書類(P4)をご確認ください。

抽選

入園申込みの締め切り後、定員(受入枠)を超える申込みがあった場合は抽選を行います。

抽選結果等は後日お知らせいたします。

優先順：(1)継続を希望する在園児 (2)校区内に在住する新規児童 (3)在園児のきょうだい児

2次 受付

対象：校区外を含む、すべての児童

期間：市ホームページにてお知らせいたします。

※受付場所及び場所や申込方法については、一次受付から変更ありません。

内定

(1月下旬予定)

内定した方へ内定通知を送付します。内定施設にてお子さんと一緒に面談を受けてください。

※心身に障がいを持ちかつ障害児保育審査会にて施設への入園が可能と判断された児童または面談等にて特別な配慮を要すると思われるお子さんについては、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留となることがあります。

決定

(3月上旬予定)

入園が決定した方へ入園決定のお知らせを送付します。

▶ 5月入園以降の申込み

申込み順にキャンセル待ちとなります。必要書類(P4)を保育こども園課にご提出ください。

辞退等により受入枠に空きが出た場合、キャンセル待ちの順に随時ご案内いたします。

注意事項

- ・令和4年度の利用申込みされている方も、令和5年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。
- ・郵送での提出の場合、未着については市は一切責任を負いませんので簡易書留など配達記録の残る方法を推奨しています。
- ・心身に障がいを持っているまたは障がい児保育(発達支援含む)を希望される方は、追加書類や障害児保育審査会へのご案内がありますので、保育こども園課(TEL:098-850-5088)までお問い合わせください。
- ・申込み後、入園を辞退される場合は、必ず保育こども園課に連絡してください。

6. 市内の幼稚園・認定こども園の一覧（1号認定）

《 幼稚園 》

種別	施設名	所在地 連絡先	認定 区分	定員				開所時間 開所日	預かり保育・延長保育 を行う時間	預かり保育・延長保育の利用料		給食費
				3歳	4歳	5歳	計			月単位	時・日単位	
私立	聖マタイ幼稚園	豊見城 977-1 850-3837	1号	45	40	40	125	08:00-12:00 (水) 08:00-14:00 (月火木金)	12:00-18:00 (水) 14:00-18:00 (月火木金)	-	①20分 300円 ②日額 800円 ③日額 1,300円 ※長期休日	施設へお問 い合わせく ださい。

※3歳の園は、満3歳児も含む。

《 認定こども園 》

種別	施設名	所在地 連絡先	認定 区分	定員				開所時間 開所日	預かり保育・延長保育 を行う時間	預かり保育・延長保育の利用料		給食費
				3歳	4歳	5歳	計			月単位	時・日単位	
公立	上田こども園	宜保 1-1-4 850-7876	1号	10	20	35	65	08:15-14:00 (月-金)	①07:30-08:15 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③07:30-18:30 (土・長期休日)	-	①日額 300円 ②日額 500円 ③日額 1,300円	主 540円 副 4,460円
公私 連携	長嶺こども園	鏡波 1018-3 851-3254	1号	5	5	5	15	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 450円 ③日額 450円	国基準の 7,500円に 基づき各園 で設定して います。 (各施設へ 直接お問 い合わせく ださい。)
	座安こども園	座安 55-2 987-0107	1号	6	7	12	25	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:30 (月-金) ③08:00-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 450円 ③日額 450円	
	豊見城こども園	高嶺 446-96 851-5527	1号	8	8	9	25	08:15-13:45 (月-金)	①07:45-08:15 (月-金) ②13:45-18:15 (月-金) ③08:15-18:15 (土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 450円 ③日額 450円	
	伊良波こども園	伊良波 383 850-5005	1号	5	5	5	15	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 500円 ③日額 1,300円	
	とよみこども園	根差部 579-1 851-7391	1号	6	7	12	25	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 500円 ③日額 1,300円	
	豊崎こども園	豊崎 1-1190 851-3887	1号	10	10	15	35	08:30-14:00 (月-金)	①07:30-08:30 (月-金) ②14:00-18:30 (月-金) ③08:30-18:30 (土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 450円 ③日額 450円	
	ゆたかこども園	豊見城 601-2 850-2700	1号	10	15	20	45	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:00 (月-金) ③08:00-18:00 (土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 500円 ③日額 1,300円	
私立	おなが認定こども園	翁長 647-6 850-1498	1号	5	5	5	15	09:00-14:00 (月-金)	07:00-09:00 (月-金) 14:00-18:00 (月-金)	7,000円	日額 450円	
	ゆたか認定こども園	高嶺 589 850-5992	1号	8	8	9	25	09:00-14:00 (月-金)	07:00-09:00 (月-金) 14:00-18:00 (月-金)	9,000円	-	
	認定こども園 とよみ保育園	真玉橋 238-1 850-1122	1号	5	5	5	15	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:00 (月-金) ③08:00-18:00(土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 500円 ③日額 1,300円	
	認定こども園 レキオスキッズガーデン	豊見城 696-1 987-1102	1号	5	5	5	15	08:00-13:30 (月-金)	①07:30-08:00 (月-金) ②13:30-18:00 (月-金) ③08:00-18:00(土・長期休日)	-	①30分 200円 ②日額 500円 ③日額 1,300円	
	ドレミ認定こども園	名嘉地 333-2 856-1822	1号	5	5	5	15	08:30-13:30 (月-金)	07:00-08:30 (月-金) 13:30-18:00 (月-金)	4,000円	-	
	へいわだい認定こども園	宜保 3-4-6 856-3588	1号	5	5	5	15	08:30-13:30 (月-金)	①07:00-08:30 (月-金) ②13:30-18:00 (月-金) ③07:00-18:00(土・長期休日)	-	日額 450円	

【参考】校区について

施設名	地 区	番 地
上 田 こども園	字宜保	全域 (66-1、66-4~77-8、386~414 を除く。)
	宜保一丁目	全域
	宜保二丁目	全域
	宜保三丁目	5-1、5-2、6-4
	宜保四丁目	全域
	字上田	1~16、41~189、206-2、232~250 (243-1 を除く)、252、254~264、266~308、488~675
	字高安	315-2~311-5、316、317~324-4、326、327、337~343-2、354~354-1、354-3~355-5、355-7~359-2、363、363-2、378~386-1、388-2、412~412-2、412-4~414-15
	字渡嘉敷	123~132、134~140、142~145、149~150、154-2、155~168、170~172
長 嶺 こども園	字饒波	1~735、941~1142
	字金良	全域
	字長堂	全域
	字嘉敷	1~17、18、21~131、133~716、720~727
	字根差部	1~91、92-2、93-2、94~95、97-3、102~106、107-7、108~126、129~131、139~140、143~171、172-1~172-2、172-7~172-8、173~189、190-3~190-4、348-1~348-7、349、351、361-2~361-5、371~379、381、382-2~382-8、384、412-2~412-3、426-1~426-6、426-8~426-18、427~431、435~436
	字高安	502、508、676、677、679~867、873、874-1、874-3~874-11、875~876、955~1055
座 安 こども園	字座安	全域
	字渡橋名	全域
	字与根	全域 (510-3~510-6、511~511-5、512-2~512-8、512-10、512-16~512-19 を除く。)
	字保栄茂	全域
	字翁長	343-1~345-2、345-5、345-7、347~348、370~371-1、372-1~377-2、379~383、396~398、406~407、413~434-1、435-1、439-1、440~441-3、441-5、448~456-3、457-1、457-3、457-5、458~459-1
	字渡嘉敷	1~122、133、141、146~148、151~153、154-1、169、173~565
豊 見 城 こども園	字平良	全域
	字高嶺	全域
	字饒波	736~940
伊 良 波 こども園	字宜保	386~414
	宜保三丁目	全域 (5-1、5-2、6-4 を除く。)
	字我那覇	全域
	字名嘉地	全域
	字田頭	全域
	字瀬長	全域
	字伊良波	全域
	字上田	17~40、190~205、206-1、207~231、243-1、251、253、265、309~487
と よ み こども園	字真玉橋	全域
	字嘉敷	18-2~18-17、19~20、132、717~719、728~738
	字根差部	92-1、93-1、96、97-1~97-2、98~101、107-1、107-8~107-9、127~128、132~138、141~142、172-3~172-6、190-1~190-2、191~347、348-8、350、352~360、361-1、361-6、362~370、380、382-1、383、385~411、412、413~425、426-7、432~434、437~730
	字高安	483、484、512、514~516、531~548、550、552~675、678-3、868~872、874-2、877~954、1056~1172
豊 崎 こども園	字与根	510-3~510-6、511~511-5、512-2~512-8、512-10、512-16~512-19
	字翁長	全域 (343-1~345-2、345-5、345-7、347~348、370~371-1、372-1~377-2、379~383、396~398、406~407、413~434-1、435-1、439-1、440~441-3、441-5、448~456-3、457-1、457-3、457-5、458~459-1 を除く。)
	字豊崎	全域
ゆ た か こども園	字豊見城	全域
	字宜保	66-1、66-4~77-8
	宜保五丁目	全域
	字高安	1~314、315-6、315-7、316-1、316-2、325、328-1~336、344~353、354-2、355-6、360~362-2、363-1、363-3~377-4、386-2、387、389~411、412-3、415~482、485~501、503~507、509~511、513、517~530、549、551

※豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の別表1に準じた校区を設けています。

※校区外児童の入園も可能ですが、付設された小学校への入学を保証するものではありません。

7. 幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の利用に関するQ & A



認定こども園に入園させたいのですがどこに申込みしたらいいですか。



公立上田こども園をご希望の場合は保育こども園課に申込みください。
公立以外の認定こども園をご希望の場合は、各施設にて申込書配布から受付を行います。
詳しくは、各施設にお問い合わせください。



仕事をしていなくても認定こども園を利用できますか。



3歳以上であればどなたでも利用ができます。ただし、保育の必要性がないため教育標準時間での利用となります。詳しくは、P1をご確認ください。



本年度の利用申込みを行い、現在キャンセル待ちです。次年度の利用申込みは必要ですか。



令和4年度の利用申込みされている方も、令和5年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。



令和5年4月の利用申込みをしましたが結果はいつ分かりますか。



公立上田こども園は1月下旬頃に封書でお知らせいたします。
公立以外につきましては、各施設にて申込～選考～決定を行っておりますので直接施設にお問い合わせください。



保育料は無償化となりましたが、それ以外の費用はかかりますか。



幼児教育無償化に伴い保育料は無償化となりましたが、給食費や教材費、行事費等は保護者の実費負担となります。かかる費用については、各施設にお問い合わせください。



副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか。



令和4(5)年1月1日時点で豊見城市に住所を有していない保護者は課税情報が確認できる資料(課税証明書等)の提出が必要です。また住所を有しているが未申告の保護者については所得申告していただき保育こども園に申告した旨ご連絡ください。



保護者ともに就労しているため預かり保育を利用していますが無償化の対象となりますか。



保育の必要性の認定を受けることで無償化(上限額あり)の対象となります。別途「子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定)」の申請手続きが必要です。



2号認定で利用中ですが退職したため1号認定に切り替えて利用できますか。



支給認定の変更は可能ですが、利用可否については利用施設にご確認ください。



これから就労する予定ですが2号認定に切り替えて利用できますか。



「申請書」及び保護者の「保育要件が確認できる資料(勤務証明書等)」を揃え、保育こども園課にて申請手続きしてください。利用施設と調整のうえ利用可否をご連絡いたします。



長期間お休みしたいのですが。



正当な理由なく1ヵ月を超えて休む場合は退園となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額(給食費等)は全額納付していただきます。



市外に転出しますが施設を継続して利用できますか。



転出前に継続可否を利用施設にご確認ください。継続利用が可能な場合は転出先の自治体で認定手続きが必要です。



退園したい場合はどのような手続きが必要ですか。



利用施設に退園届を提出してください。

★ ^{ひょうし}表紙のイラストと^{まちが}間違いが7つあるよ。^{ぜんぶみ}全部見つけきれかな?! ★



《 豊見城市ホームページ 》 <http://www.city.tomigusuku.lg.jp>

トップ > くらし・子育て > 子ども・子育て > 保育園・認定こども園



豊見城市
TOMIGUSUKU CITY

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1
豊見城市役所 こども未来部 保育こども園課
TEL: 098-850-5088

※本冊子は令和4年9月に作成していますので、令和5年4月の状況と異なる場合があります。